

令和元年第4回奥州市議会定例会付議事件

(令和元年11月29日)

- 議案第1号 奥州市部設置条例の一部改正について
- 議案第2号 奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第3号 奥州市農業集落排水施設条例及び奥州市農業集落排水事業分担金条例の一部改正について
- 議案第4号 奥州市国民宿舎等事業の設置に関する条例及び奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 奥州市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 胆沢堆肥化施設条例の廃止について
- 議案第7号 奥州市水沢駅東駐車場条例の廃止について
- 議案第8号 字の区域を変更することに関し議決を求めることについて
- 議案第9号 奥州市常盤地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第10号 奥州市佐倉河地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第11号 奥州市真城地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第12号 奥州市江刺愛宕地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第13号 奥州市藤里地区センター及び江刺多目的研修センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第14号 奥州市米里地区センター及び米里体育センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 奥州市南都田地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 奥州市北股地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第17号 奥州市南股地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第18号 奥州市越路スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第19号 前沢温泉保養交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第20号 江刺ふるさと市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 議案第21号 奥州市立水沢放課後児童クラブ等の指定管理者の指定に関し議決を
求めることについて
- 議案第22号 奥州市立岩谷堂放課後児童クラブの指定管理者の指定に関し議決を
求めることについて
- 議案第23号 奥州市市営住宅の指定管理者の指定に関し議決を求めることにつ
いて
- 議案第24号 胆沢城跡歴史公園の指定管理者の指定に関し議決を求めることにつ
いて
- 議案第25号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求め
ることについて
- 議案第26号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求め
ることについて
- 議案第27号 あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 議案第28号 令和元年度奥州市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第29号 令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第32号 令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第33号 令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第34号 令和元年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 令和元年度奥州市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第36号 令和元年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第37号 令和元年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第1号）

議案第1号

奥州市部設置条例の一部改正について

奥州市部設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

組織再編により子育て関連施策を総合的に推進する健康こども部を新たに設置することにより、相談窓口の一元化による市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市部設置条例の一部を改正する条例
奥州市部設置条例（平成18年奥州市条例第12号）の一部を次のとおり改正する

。

第1条第7号を次のように改める。

(7) 福祉部

第1条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 健康こども部

第2条第7号を次のように改める。

(7) 福祉部

ア 社会福祉（健康こども部の所管に属するものを除く。）に関する事。

イ 公的扶助に関する事。

ウ 介護保険に関する事。

エ 地域医療に関する事。

オ アからエまでに掲げるもののほか、社会保障（他部の所管に属するものを除く。）に関する事。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 健康こども部

ア 子ども・子育て支援に関する事。

イ 国民健康保険に関する事。

ウ 保健衛生に関する事。

エ 後期高齢者医療に関する事。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

2 奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年奥州市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第20条中「健康福祉部福祉課」を「福祉部福祉課」に改める。

(奥州市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 奥州市子ども・子育て会議条例（平成25年奥州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会事務局学校教育課」を「健康こども部こども家庭課」に改める。

議案第2号

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、引用する同法及び同令の規定を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年奥州市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項ただし書中「いつでも」を「、いつでも」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則第3項中「及び第14条」を削り、「第13条第2項中」を「同項中」に改め、「、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては、無利子）」と」を削る。

附則第4項中「及び保証人」を削り、「第13条第1項及び大震災特別令第14条第8項」を「第14条第1項」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

奥州市農業集落排水施設条例及び奥州市農業集落排水事業分担金条例の一部改正について

奥州市農業集落排水施設条例及び奥州市農業集落排水事業分担金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業集落排水施設の統廃合を推進するに当たって、使用料及び受益者分担金の徴収等に関する制度を公共下水道事業の制度に準じて改め、もって公共下水道に接続する地区と接続しない地区との受益者間の公平性を確保するため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市農業集落排水施設条例及び奥州市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例

(奥州市農業集落排水施設条例の一部改正)

第1条 奥州市農業集落排水施設条例（平成18年奥州市条例第284号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「60円」を「80円」に、「80円」を「120円」に、「100円」を「140円」に、「110円」を「160円」に、「120円」を「180円」に、「130円」を「190円」に、「140円」を「200円」に改める。

(奥州市農業集落排水事業分担金条例の一部改正)

第2条 奥州市農業集落排水事業分担金条例（平成18年奥州市条例第285号）の一部を次のように改正する。

第2条中「において」の次に「使用する用語は、奥州市農業集落排水施設条例（平成18年奥州市条例第284号）において使用する用語の例によるほか」を加え、同条第4号中「汚水ます又は排水ますを設置しようとする者」を「公共ます又は排水設備を設置する者」に改め、同号ただし書中「汚水ます又は排水ますを設置しようとするもの」を「公共ます又は排水設備を設置するもの」に改め、同条中第6号及び第7号を削る。

第4条第1項を次のように改める。

新たに受益者となる者又は受益する宅地の地積が増加する者は、受益する宅地の地積その他の分担金の賦課に必要な事項について、市長に申告しなければならない。

第5条から第9条までを次のように改める。

(分担金の納入)

第5条 新たに受益者となる者又は受益する宅地の地積が増加する者は、この条例の定めるところにより、市長が決定した分担金を納入しなければならない。

(分担金の額)

第6条 分担金の額は、新たに受益する宅地の地積に、1平方メートル当たり380円を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき又は当該額が1,000円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てた額）とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第7条 市長は、新たに受益者となる者又は受益する宅地の地積が増加する者に対し、前条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。この場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、あらかじめ届出のあった代表者に対して賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、当該分担金の額、その納期限等を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

4 前項の規定により分割納付する場合の各年度における分担金の納期は、次のとおりとし、納期ごとの納付額は、分担金を等分して定める。この場合において、当該等分した額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

(1) 第1期 8月1日から同月31日まで

(2) 第2期 翌年の1月1日から同月31日まで

5 前項に定める納期の末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもって納期限とする。

6 市長は、第4項の納期により難いと認めるときは、別に納期を定めることができる。

(分担金の一括納付)

第8条 前条第3項ただし書の一括納付とは、次の各号のいずれかをいう。

(1) 全額一括納付 前条第1項の規定により賦課する分担金の全額を当該賦課年度の第1期の納期限までに納付すること。

(2) 残額一括納付 前条第3項の規定により分割納付する分担金のうち納期が到来していない分担金の全額を一括納付の申出をした年度の末日までに納付すること。

(分担金の全額一括納付報奨金)

第9条 市長は、受益者が前条第1号に規定する全額一括納付をした場合は、当該受益者に報奨金を交付するものとし、その額は、当該分担金の額に100分の4を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき又は当該額が100円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が分担金を全額一括納付した場合は、報奨金は、交付しない。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条を削る。

第11条第1項中「に係る当事者の双方」を「により新たに受益者となった者」に改め、同条第3項中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同条を第13条とする。

第10条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加え、同条を第12条とする。

。

(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地の受益者

第9条の次に次の2条を加える。

(分担金の繰上徴収)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に確定した分担金で、その納期内においてその全額を徴収することができないと認めるときは、その納期前に繰り上げて徴収するものとする。

- (1) 受益者の財産について、強制換価手続（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項第1号に規定する強制換価手続をいう。）が開始されたとき。
- (2) 受益者が死亡した場合において、その相続人が限定承認したとき。
- (3) 受益者である法人が解散したとき。
- (4) 受益者が偽りその他の不正な手段により分担金を免れ、又は免れようとしたと認められるとき。

(分担金の徴収猶予)

第11条 市長は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者の財産につき災害、盗難その他の事故が生じたことにより、又は受益者若しくはその親族が病気にかかり、若しくは負傷したことにより当該分担金を納付することが困難であると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により当該分担金を納付することが困難であると認められるとき。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(奥州市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奥州市農業集落排水施設条例（以下「新農業集落排水施設条例」という。）別表第2の規定は、同条例の施行の日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

(令和2年度における農業集落排水施設の使用料の特例)

3 新農業集落排水施設条例別表第2に規定する使用料については、同表の規定にかかわらず、令和2年度においては、次の表に規定する使用料を適用する。

区分		使用料	
		一般用	臨時用
基本料金（1月につき）		1,000円	
従量料金 （汚水の	10立方メートル以下の分	70円	170円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下の	100円	

量 1 立方 メートル につき)	分	
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	120円
	30立方メートルを超え40立方メートル以下の分	135円
	40立方メートルを超え50立方メートル以下の分	150円
	50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	160円
	100立方メートルを超える分	170円

(奥州市農業集落排水事業分担金条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の奥州市農業集落排水事業分担金条例の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する分担金について適用し、同日前に賦課する分担金については、なお従前の例による。

議案第4号

奥州市国民宿舎等事業の設置に関する条例及び奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奥州市国民宿舎等事業の設置に関する条例及び奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い、引用する規定を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市国民宿舎等事業の設置に関する条例及び奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

- (1) 奥州市国民宿舎等事業の設置に関する条例（平成18年奥州市条例第314号）第4条
- (2) 奥州市病院事業の設置等に関する条例（平成27年奥州市条例第3号）第6条

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第5号

奥州市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

奥州市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づき、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合における職員の任期を定めた採用に関し必要な事項について定めるため、所要の改正をしようとするものである。

奥州市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
奥州市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年奥州市条例第333号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第7条第1項」を「、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項」に改める。

第4条を第6条とする。

第3条中「前条各項」を「第2条又は第3条」に改め、同条を第5条とする。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（任期を定めた採用）」を付し、同条の次に次の2条を加える。

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

（任期の特例）

第4条 法第6条第2項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を延長することが必要な場合で同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) 第3条第1項各号に掲げる業務に係る期間が3年を超えることがあらかじめ見込まれる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

胆沢堆肥化施設条例の廃止について

胆沢堆肥化施設条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

老朽化及び損傷の著しい胆沢堆肥化施設は、他の施設においてその機能を果たすことができることとなったため、これを廃止しようとするものである。

胆沢堆肥化施設条例を廃止する条例
胆沢堆肥化施設条例（平成18年奥州市条例第224号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第7号

奥州市水沢駅東駐車場条例の廃止について

奥州市水沢駅東駐車場条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

社会経済情勢の変化等により利用台数が減少し、機器の老朽化も著しい水沢駅東駐車場について、民間事業者に貸し付け、駐車場の運営及び維持管理を行わせることにより、効果的かつ効率的な運用を図るため、これを廃止しようとするものである。

奥州市水沢駅東駐車場条例を廃止する条例
奥州市水沢駅東駐車場条例（平成18年奥州市条例第286号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前の使用に係る駐車料金の徴収については、なお従前の例による。

議案第8号

字の区域を変更することに関し議決を求めることについて

別紙のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

経営体育成基盤整備事業石山地区の施工に伴い、土地の区画及び形状が変更され、従来の字の区域が区画上合理性を欠くこととなったため、字の区域を変更しようとするものである。

字区域変更調書

1 奥州市江刺田原字馬形に編入する区域

(1) 奥州市江刺田原字白山前58から60までの各一部、117の一部、118の一部、120の一部、121の一部、165の一部、166の一部、167の一部、168、169から171までの各一部、198の一部、199の一部、200から202まで、203の1の一部、203の2、204の1の一部、206の1の一部、207の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

2 奥州市江刺田原字白山前に編入する区域

(1) 奥州市江刺田原字馬形140から143までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに258の地先の道路である公有地の一部及び字白山前203の1の地先の字馬形の水路である公有地の一部

(2) 奥州市江刺田原字中田13の1の一部、15の1の一部、16の1の一部、17の1の一部、18の3の一部、18の4、18の5、19の1の一部、20の1の一部、21の2の一部、21の3、22の1の一部、23から25まで、27、28の一部、44の2の一部、45、46の1の一部、47の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに48の1の地先の水路である公有地の一部

3 奥州市江刺田原字中田に編入する区域

奥州市江刺田原字白山前2の一部、145の1の一部、145の4の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに1、2、93の地先の道路、水路である公有地の一部及び145の1、145の4の地先の道路である公有地の一部

議案第9号

奥州市常盤地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市常盤地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市常盤地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢台町2番12号
団 体 名 常盤地区振興協議会
代表者名 会長 遠藤 清逸
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市常盤地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第10号

奥州市佐倉河地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市佐倉河地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市佐倉河地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢佐倉河字西沖ノ目4番地1
団 体 名 佐倉河地区振興会
代表者名 会長 千葉 正文
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市佐倉河地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第11号

奥州市真城地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市真城地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市真城地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢真城字柿ノ木下99番地
団 体 名 真城地区振興会
代表者名 会長 中澤 俊明
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市真城地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第12号

奥州市江刺愛宕地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めること
について

奥州市江刺愛宕地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市江刺愛宕地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺愛宕字宿98番地 1
団 体 名 江刺愛宕地区振興会
代表者名 会長 高橋 康祐
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市江刺愛宕地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第13号

奥州市藤里地区センター及び江刺多目的研修センターの指定管理者の指定
に関し議決を求めることについて

奥州市藤里地区センター及び江刺多目的研修センターの指定管理者を次のとおり
指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、
議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市藤里地区センター
 - (2) 江刺多目的研修センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺藤里字上長沢27番地
団 体 名 藤里振興会
代表者名 会長 及川 公
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市藤里地区センター及び江刺多目的研修センターの指定管理者を指定しよう
とするものである。

議案第14号

奥州市米里地区センター及び米里体育センターの指定管理者の指定に関し
議決を求めることについて

奥州市米里地区センター及び米里体育センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
 - (1) 奥州市米里地区センター
 - (2) 米里体育センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺米里字八幡72番地 1
団 体 名 米里振興会
代表者名 会長 数江 與志元
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市米里地区センター及び米里体育センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第15号

奥州市南都田地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市南都田地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市南都田地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市胆沢南都田字本木152番地
団 体 名 南都田地区振興会
代表者名 会長 村上 謙
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市南都田地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第16号

奥州市北股地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市北股地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市北股地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市衣川小田212番地
団 体 名 北股地区振興会
代表者名 会長 阿部 睦雄
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市北股地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第17号

奥州市南股地区センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市南股地区センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市南股地区センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市衣川沼野38番地9
団 体 名 南股地区振興会
代表者名 会長 藤原 金悦
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市南股地区センターの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第18号

奥州市越路スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市越路スキー場の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市越路スキー場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字小名丸86番地1
団 体 名 江刺開発振興株式会社
代表者名 代表取締役 小沢 昌記
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市越路スキー場の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第19号

前沢温泉保養交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

前沢温泉保養交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
前沢温泉保養交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市前沢字三日町新裏110番地
団 体 名 丸協建設株式会社
代表者名 代表取締役 那須川 伸治
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

前沢温泉保養交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第20号

江刺ふるさと市場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

江刺ふるさと市場の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
江刺ふるさと市場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字反町362番地1
団 体 名 岩手江刺農業協同組合
代表者名 代表理事組合長 小川 節男
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

江刺ふるさと市場の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第21号

奥州市立水沢放課後児童クラブ等の指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

奥州市立水沢放課後児童クラブ等の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 奥州市立水沢放課後児童クラブ
- (2) 奥州市立みなみ放課後児童クラブ
- (3) 奥州市立ときわ放課後児童クラブ
- (4) 奥州市立佐倉河放課後児童クラブ
- (5) 奥州市立真城放課後児童クラブ
- (6) 奥州市立姉体放課後児童クラブ
- (7) 奥州市立羽田放課後児童クラブ
- (8) 奥州市立黒石放課後児童クラブ
- (9) 奥州市立江刺愛宕放課後児童クラブ
- (10) 奥州市立胆沢笹森放課後児童クラブ
- (11) 奥州市立南都田放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 岩手県奥州市水沢南町5番12号
団 体 名 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会
代表者名 会長 岩井 憲男

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市立水沢放課後児童クラブ等の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第22号

奥州市立岩谷堂放課後児童クラブの指定管理者の指定に関し議決を求める
ことについて

奥州市立岩谷堂放課後児童クラブの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市立岩谷堂放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
団 体 名 株式会社ニチイ学館
代表者名 代表取締役 森 信介
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市立岩谷堂放課後児童クラブの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第23号

奥州市市営住宅の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

奥州市市営住宅の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
奥州市市営住宅
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県盛岡市南大通二丁目8番1号
団 体 名 株式会社寿広
代表者名 代表取締役 太野 真一
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

奥州市市営住宅の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第24号

胆沢城跡歴史公園の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

胆沢城跡歴史公園の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
胆沢城跡歴史公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢佐倉河字石橋41番地
団 体 名 一般財団法人奥州市文化振興財団
代表者名 理事長 菅原 義子
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

胆沢城跡歴史公園の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第25号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

令和2年3月31日を限りに岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、及び岩手県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり一部変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

令和2年3月31日を限りに盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議をしようとするものである。

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	陸前高田市及び大船渡市営林組合
釜石大槌地区行政事務組合	二戸地区広域行政事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	岩手・玉山環境組合
宮古地区広域行政組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡北部行政事務組合
一関地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
大船渡地区消防組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変 更 前		変 更 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合	盛岡地区広域消防組合	陸前高田市及び大船渡市営林組合
釜石大槌地区行政事務組合	岩手・玉山環境組合	釜石大槌地区行政事務組合	二戸地区広域行政事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	矢櫃山造林一部事務組合	岩手沿岸南部広域環境組合	岩手・玉山環境組合
宮古地区広域行政組合	盛岡北部行政事務組合	宮古地区広域行政組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡地区衛生処理組合	岩手県沿岸知的障害児施設組合	盛岡北部行政事務組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合	一関地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
大船渡地区消防組合	<u>盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合</u>	大船渡地区消防組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合	大船渡地区環境衛生組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合	奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県自治会館管理組合
北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合	北上地区広域行政組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区消防組合	気仙広域連合	北上地区消防組合	気仙広域連合
岩手中部広域行政組合	久慈広域連合	岩手中部広域行政組合	久慈広域連合
岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合	岩手中部水道企業団	岩手県後期高齢者医療広域連合
陸前高田市及び大船渡市営林組合			

議案第26号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて

令和2年3月31日を限りに盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を別紙のとおりとするものの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

令和2年3月31日をもって解散する盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が同日を限りに岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、退職手当の支給に関する事務に係る財産処分の協議をしようとするものである。

財産処分に関する協議書

令和2年3月31日を限りに盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 岩手県市町村総合事務組合は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を行うために岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金総額（事務費相当額を除く。）から、岩手県市町村総合事務組合が盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の職員に支給した退職手当の総額を控除した額（以下「還付金」という。）のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を盛岡市に還付するものとする。
- 2 還付金のうち、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持分額に相当する額については、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の脱退にかかわらず、岩手県市町村総合事務組合に帰属させるものとする。

議案第27号

あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 あっせんの申立て先

住所 東京都港区西新橋一丁目5番13号

氏名 原子力損害賠償紛争解決センター

2 あっせんの申立人及び申立ての相手方

(1) 申立人

住所 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

氏名 奥州市

代表者 奥州市長 小沢 昌記

(2) 申立ての相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

氏名 東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

3 あっせんの申立ての趣旨及び原因

(1) あっせんの申立ての趣旨

申立ての相手方は、平成30年3月31日までに発生した費用について、損害賠償の額49,739,146円及びこれに対する損害の発生の日から損害賠償金の支払済みまで年5分の割合による金員を申立人に支払うようあっせんを求める。

なお、申立人は、申立ての相手方が損害賠償の一部支払いに合意した場合の当該合意額等、損害賠償を求める額から控除すべき額を除いた額であっせんを申し立てることができる。

(2) あっせんの申立ての原因

申立人は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用について、損害賠償を求めたものであるが、申立ての相手方は、これに応じないものである。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小沢 昌記

提案理由

東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求に係るあっせんの申立てをしようとするものである。

議案第28号

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第8号）

令和元年度奥州市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第29号

令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第30号

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第31号

令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第32号

令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第33号

令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第34号

令和元年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第35号

令和元年度奥州市水道事業会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第36号

令和元年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）

令和元年度奥州市病院事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第37号

令和元年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第1号）

令和元年度奥州市国民宿舎等事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和元年11月29日提出

奥州市長 小 沢 昌 記